

Press Release

報道関係者 各位

平成 29 年 3 月 28 日

【照会先】

社会・援護局総務課簡素な給付措置支給業務室

井樋 一哉 (内線 2128)

鈴木 忍 (内線 2127)

(代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)3533

「臨時福祉給付金（経済対策分）」の申請受付が始まっています ～ 2 月末時点で 345 市区町村(全体の約 2 割)が申請受付を開始済み ～

厚生労働省では、このたび、本年 2 月末の「臨時福祉給付金（経済対策分）」の申請受付状況及び予定を取りまとめましたので、公表します。

各市区町村の申請受付開始時期の状況（平成 29 年 2 月 28 日現在（予定を含む。））

開始月	2 月以前	3 月	4 月	5 月	6 月以降
市区町村数（累計）	345	973	1,512	1,708	1,741
割合（累計）	19.8%	55.9%	86.8%	98.1%	100.0%

※ 各時期に申請受付を開始する市区町村数の全市区町村数に占める割合（累計）。

※ 各市区町村の申請受付開始時期は、特設ホームページで確認できます。

この給付金は、平成 28 年 8 月 2 日に閣議決定した「未来への投資を実現する経済対策」の中で、「簡素な給付措置について、平成 31 年 9 月までの 2 年半分を一括して措置する。」こととされ、平成 28 年度第二次補正予算により実施しているものです。

申請受付期間は各市区町村によって異なりますが、4 月中には、1,512 の市区町村（全体の約 9 割）で申請受付の開始見込みです。

厚生労働省では、テレビ・ラジオ・新聞によるメディア広報や、ポスター・チラシの設置、特設ホームページや専用ダイヤル（0570-037-192（オー！みな いいきゅうふ））などを通じて周知を図っていきます。

【臨時福祉給付金（経済対策分）の概要】

支給対象者：平成28年度臨時福祉給付金（3,000円）の支給対象者の方

※平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者とは、平成28年度分の住民税が課税されていない方です。

（ただし、住民税において、課税者の扶養親族等になっている方や、生活保護制度の被保護者などは除きます）

支給額：一人につき15,000円

申請方法：給付金を受け取るためには、平成28年1月1日時点で住民票がある市区町村へ申請書を提出する必要があります。

申請受付期間や申請書の入手方法は、各市区町村によって異なります。

【臨時福祉給付金（経済対策分）に関するお問い合わせ先】

■特設コールセンター

0570-037-192（オー！みな いいきゅうふ）

9時～18時（土日祝も開設。ただし、12月18日以降は平日のみ）

■特設ホームページ

「カクニンジャ」で検索。 <http://www.2kyufu.jp/>

■申請先の市区町村

<http://www.2kyufu.jp/shichouson/index.html>

広報で使用するキャラクター「カクニンジャ」



[添付資料]臨時福祉給付金（経済対策分）チラシ